

子どもの貧困対策について

1 これまでの主な経過

・ 国の動向

- 平成 25 年 6 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立
- 平成 26 年 8 月 「子どもの貧困対策に関する大綱」の策定
- 平成 29 年 6 月 「国民生活基礎調査」結果の公表(子どもの貧困率 13.9%)
- 令和元年度 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の改定(市町村における貧困対策計画策定の努力義務化)

・ 本市の動向

- 平成 27 年 3 月 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(後期計画)の策定
- 平成 30 年 2 月 貧困対策に係る検討体制の構築
- 8 月 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の実施
- 令和元年度 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定(貧困対策計画を含む)

2 貧困の種類

・ 経済的貧困

家庭の世帯収入から見た貧困状態(「見える貧困」)

・ 関係性の貧困

家庭の世帯収入の状況とは関係なく、誰もが享受すべき物や教育、経験、人とのつながりなどが恵まれていない状態(「見えない(見えにくい)貧困」)

例: 親が宿題を見てくれない、やってみたい習い事に通わせてもらえない、子ども会の行事に参加させてもらえない など

3 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」（以下、「実態調査」）結果

(別紙参照)

(1) 実態調査から判明した「対応すべき課題」

・ 「経済的貧困」への支援

「経済的貧困」の家庭に育つ子どもが「関係性の貧困」になりやすい結果が明らかになったことから「経済的支援」の継続が必要

・ 「関係性の貧困」への支援

- ① 子どもに家庭学習の習慣付けを行い、学習に対する意欲を高め、ひいては「自己肯定感」を高められるよう「家庭学習の支援」が必要
- ② 子どもがスポーツや芸術・文化などのやりたいことができるようになるようになり、人とのつながりや体験・経験の機会を得て、「機会を提供する支援」が必要
- ③ 食習慣などの生活習慣を整え、将来にわたる健康問題を引き起こさず、継続して「自己肯定感」が高められるよう「健康（生活習慣）に対する支援」が必要
- ④ 親が子どもに関心を持ち、愛情を与え、「関係性の貧困」を防ぐことができるよう「親の意識を変える支援」が必要
- ⑤ 見えない「関係性の貧困」を早期発見・早期防止ができるよう「地域全体で見守る支援」が必要

(2) 実態調査から判明した「貧困の連鎖」

- ・ 経済的貧困にある家庭では、過去（子どもの頃）に学習習慣が無かった親の子どもは現在、学習習慣が無い傾向が見られる。

「経済的貧困」にある家庭において、

子どもの頃に学習習慣があった親の子どものうち、21.6%の子どもが学習習慣が無い。

子どもの頃に学習習慣が無かった親の子どものうち、25.7%の子どもが学習習慣が無い。

- ・ 家庭の経済状況によらず、過去（子どもの頃）に生活習慣が乱れていた親の子どもは現在、生活習慣が乱れている傾向が見られる。

・ 歯磨きの習慣

子どもの頃に習慣があった親の子どものうち、6.8%の子どもが習慣が無い。

子どもの頃に習慣が無かった親の子どものうち、23.0%の子どもが習慣が無い。

・ 食習慣（毎日朝食を食べる習慣）

子どもの頃に習慣があった親の子どものうち、7.3%の子どもが習慣が無い。

子どもの頃に習慣が無かった親の子どものうち、19.7%の子どもが習慣が無い。

上記のほか、子どもの頃に家族から愛情を受けていない親の子どもも現在、愛情を受けていない、子どもの頃に体験・経験機会に恵まれなかった親の子どもは、現在、体験・経験に恵まれていないなど、「関係性の貧困」は親から子に連鎖する。

(3) 「関係性の貧困」の子どもの将来

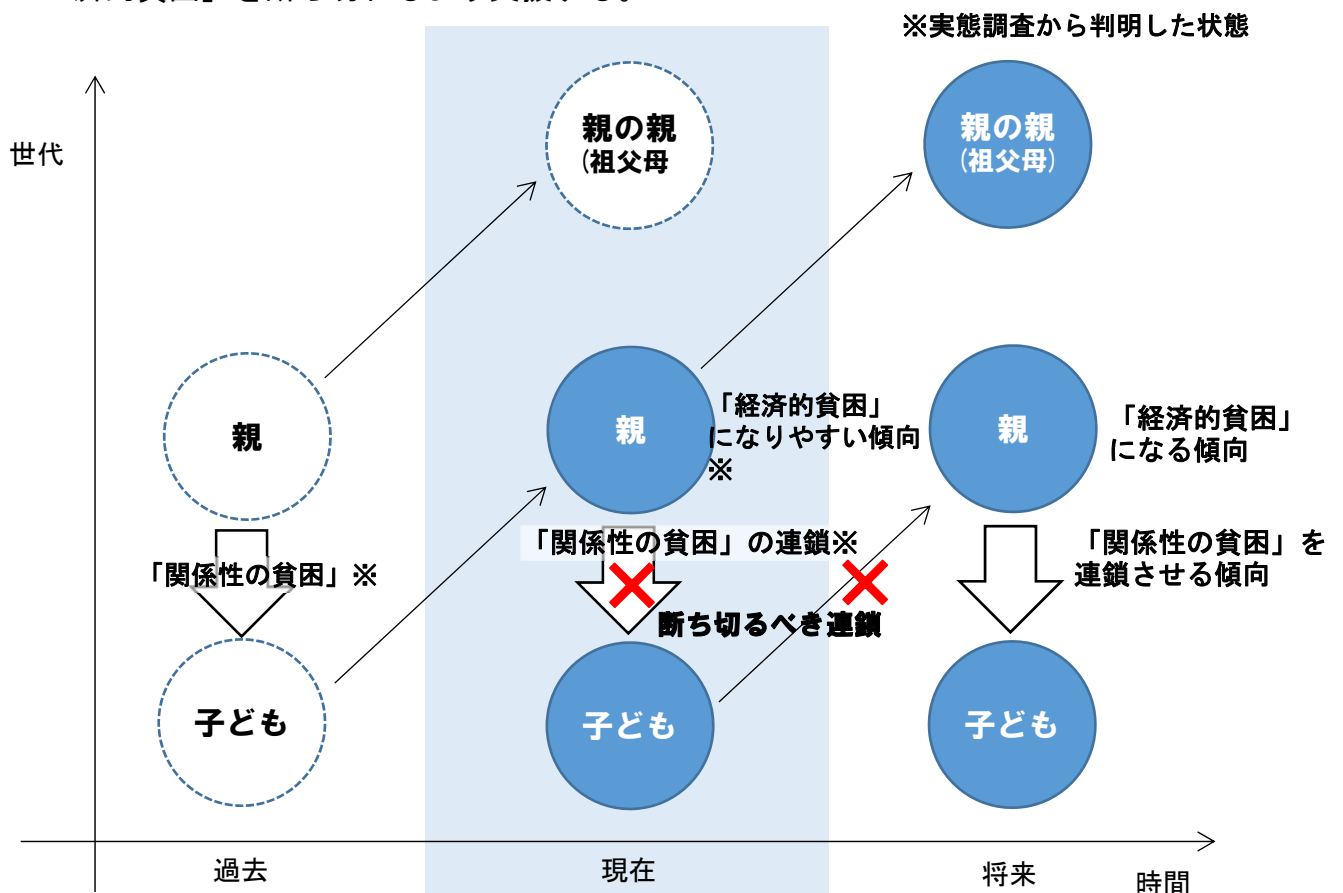
- ・ 過去（子どもの頃）に「関係性の貧困」であった親は、現在、「経済的貧困」になりやすい傾向がある。
- ・ ニートやひきこもりの状態である青年の7割は過去に「関係性の貧困」を経験している。

(4) 実態調査から見た支援対象

ア 基本的な考え方

- ・ 「実態調査」の結果から「経済的貧困」にある家庭の子どもは「関係性の貧困」になりやすい傾向があるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改定される中においても、「経済的貧困」への支援が求められていることから、引き続き「経済的支援」が必要である。
- ・ 一方で、家庭の経済状況によらず「関係性の貧困」にある子どもが存在するとともに、これまで子育て家庭に対する「経済的支援」をやってきたが、「関係性の貧困」が親から子へ連鎖し、子どもが将来、「経済的貧困」になる傾向があることが明らかになったことから、現在の子どもの「関係性の貧困」を防ぎ、子どもが夢や希望を持って健やかに成長しながら「自己肯定感」を高めることができるよう「関係性の貧困」に対する支援が必要である。

⇒現在の子どもにおける「関係性の貧困」を断ち切ることで、子ども将来の「経済的貧困」を断ち切れるよう支援する。



イ 本市における支援対象等

- ・ 「経済的支援」については、実態調査結果から、準要保護世帯以下の収入である家庭においては、「関係性の貧困」の状況が顕著に見られたことから、特に準要保護世帯以下の家庭に対する支援の充実・強化を行う。

⇒ 準要保護世帯の子どもは、就学援助支給率から約9%
(本市の小中学生約3,700人が該当)
- ・ 「関係性の貧困」に対する支援については、「家庭学習」、「経験や体験」、「健康(生活習慣)」、「親」、「地域など周囲の大人」の視点から何らかの「関係性の貧困」にある子どもを対象とし、特に「関係性の貧困」を防ぐためには、より早い時期が望ましく、「自己肯定感」を高めることに適した小学生を中心に支援対象とする。(参考資料1参照)

⇒ 何らかの「関係性の貧困」にある小学生は実態調査結果から全体の約3.6%
(本市の小学生約10,600人が該当)

5 「実態調査」結果から判明した「対応すべき課題」から見た「今後、本市が取り組む施策(案)」

施策イメージ	内容	対応すべき課題
奨学金制度や就学援助制度の更なる充実・強化	奨学金制度や就学援助制度について、国や県などの支援制度や本市の実情を踏まえた対象範囲や内容等の見直し	経済的支援 ②機会を提供する支援
体験・経験機会の拡充	経済的貧困により体験や経験の機会が損なわれないよう子どもへの直接的支援	経済的支援 ②機会を提供する支援
小学生向け学習支援の実施	学習の習慣付けを行い、子どもに意欲を持たせることにより、将来の自己肯定感の向上を図るとともに指導員による基本的な生活習慣の確認や親への支援を通じて困難を抱える子ども等のスクリーニング機能を構築 (実態調査の結果から特に生活困窮者向けの学習支援が必要)	①家庭学習の支援 ③健康(生活習慣)に対する支援 ④親の意識を変える支援 ⑤地域全体で見守る支援
子どもの居場所の確保及び充実	子どもへの学習の習慣付けや食生活を含めた生活習慣を整え、体験・経験機会を提供するとともに、子育てに関する親への助言を行うほか、困難を抱える子どものスクリーニング機能を持つ関係団体等による子育て・子育てを総合的に支援する居場所を確保(既存施設の充実を含む)	①家庭学習の支援 ②機会を提供する支援 ③健康(生活習慣)に対する支援 ④親の意識を変える支援 ⑤地域全体で見守る支援
親子のつながる時間の確保	ひとり親家庭や共働き家庭が増加する中、親が子育てに要する時間が取れず、「関係性の貧困」を招いている状況を防ぐため、親が子どもと過ごす時間を確保できるよう、子育て家庭の生活を支援	①家庭学習の支援 ②機会を提供する支援 ③健康(生活習慣)に対する支援 ④親の意識を変える支援
地域における子どもを見守るネットワークの構築	学校や子どもの居場所などでスクリーニングされた子どもが「関係性の貧困」を防ぐための適切な支援につながるができるよう、学校や地域の見守り、支援を行う関係団体等をつなぐ人材、ネットワークを構築	①家庭学習の支援 ②機会を提供する支援 ③健康(生活習慣)に対する支援 ④親の意識を変える支援 ⑤地域全体で見守る支援

6 今後のスケジュール

令和元年 7月 子ども・子育て会議（子どもの貧困対策について）

10月 子ども・子育て会議（子どもの貧困対策を「宮っこ 子ども・子育て応援プラン」の施策に位置付け、プラン施策体系・施策事業全体）

12月 子ども・子育て会議（「宮っこ 子ども・子育て応援プラン」素案）

令和2年 1月 パブリックコメント（「宮っこ 子ども・子育て応援プラン」）

3月 「宮っこ 子ども・子育て応援プラン」策定